

平成21年2月吉日
東京大学・渉外基金グループ

西東京市在住の寄附者の皆様へ

東京大学へ寄附した場合の個人住民税の税額控除について

いつも東京大学へ多大なご協力を頂きましてありがとうございます。

さて、本学への寄附に対しては従来、所得控除対象とされておりましたが、このたび西東京市より通知があり、寄附をした翌年の1月1日現在西東京市に住所を有する方については、個人住民税（市民税）の税額控除ができるようになった旨の連絡がありました。

対象となるのは平成20年1月1日以降に本学に寄附入金された西東京市在住の方々です。本学が発行した寄附金領収書を添付して所轄の税務署へ確定申告することで控除を受けることができます。

詳細につきましては別紙「本学にご寄附いただいた方で西東京市にお住まいの皆様へ」をご覧ください。

注) 本件に関する問い合わせ先

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学・渉外基金グループ
TEL: 03-5841-1217 / FAX: 03-5841-1219

確定申告に関すること お住まいの市役所の税務担当に確認願います。

本学に対する皆様からの暖かいご支援、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本学にご寄附いただいた方で西東京市にお住まいの皆様へ

東京大学

個人住民税（市民税）の税額控除について

1. 税額控除の対象となる方

平成20年1月1日以降に本学にご寄附いただいた個人（法人代表者としてのご寄附は対象外）で、寄附した翌年の1月1日に西東京市内にお住まいの方は、お住まいの市町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、個人住民税（市民税）の寄附金控除の適用を受けられます。

所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本学の領収書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った翌年の1月1日現在お住まいの市町村へ申告してください。

2. 控除額の算定方法

*

$$\text{控除額} = (\text{寄附金額} - 5,000 \text{円}) \times 6\% \text{【市民税】}$$

* 5,000円を超える寄附金が控除対象となります。また、寄附金額は総所得金額等の30%が上限となります。

（本学に10万円寄附いただいた場合の控除額計算例）

$$\text{控除額} = (100,000 \text{円} - 5,000 \text{円}) \times 0.06 = 5,700 \text{円}$$

3. 問い合わせ先

市民税の詳細については西東京市の市民税課にお問い合わせください。

4. 参考

総務省ホームページ（個人住民税における寄附金控除制度について）

http://www.soumu.go.jp/menu_00/important/080430_2_kojin.html